



トイレの水洗化について

下水道への接続は **3年以内** に!!

公共下水道工事が完成して供用開始の公示がなされますと、下水を処理すべき区域（処理区域）内の建築物所有者等は公共下水道につなぐ排水設備工事をすみやかに行っていただく義務が生じます。

供用開始の公示については、公共下水道工事完成後において、那覇市公報によりお知らせいたします。

① くみ取便所の建築物所有者

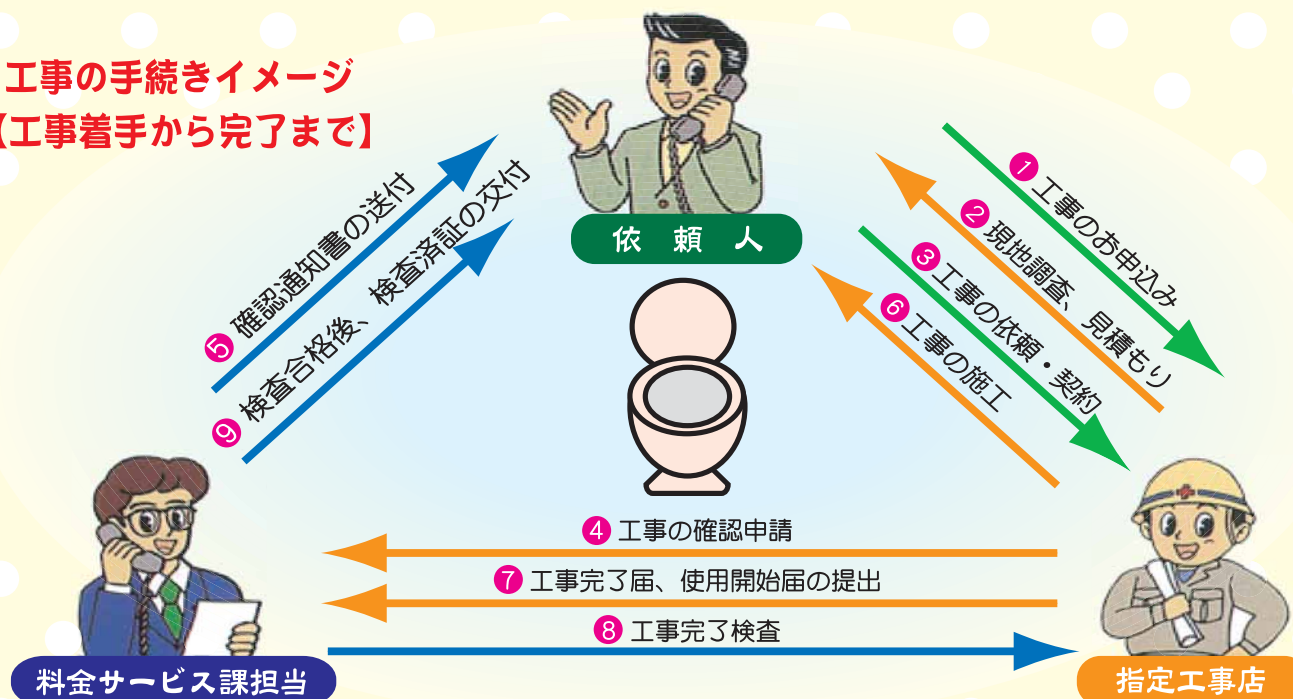
台所、風呂場などから出る汚水を公共下水道に放流させるため、遅滞なく排水設備を設置し、また、くみ取便所の場合は、供用開始日から3年以内に水洗便所に改造しなければなりません（下水道法第11条の3）。

② 浄化槽の建築物所有者

台所、風呂場等の汚水については、くみ取便所の場合と同様です。また、浄化槽も供用開始日から3年以内に廃止して、汚水を直接公共下水道に放流させるようにしなければなりません（那覇市下水道条例第24条）。

公共下水道へ接続するための排水設備工事は、必ず那覇市排水設備指定工事店へ依頼してください。

工事の手続きイメージ 【工事着手から完了まで】



（注） 指定工事店では工事にあたって、諸手続きを依頼人に代わって行いますが、那覇市下水道条例の上では、使用開始の届出義務はあくまでも使用者（依頼人）にあります。

※上下水道局では、水洗便所改造等資金貸付も行っています。詳しくは料金サービス課排水設備係までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 供用開始区域について …………… 下水道課管理係(☎ 941-7808)
接続(排水設備工事)について …………… 料金サービス課排水設備係(☎ 941-7810)